（前のページより続き）

○高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額の一部を改正する件（同一七六）　四六二

○厚生労働大臣が定める教育訓練の基準等の一部を改正する告示（同一七七）　四六三

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額の一部を改正する件（同一七八）　四六七

○国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額（同一七九）　四六七

○生活保護法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬及び独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する告示（同一八〇）　四六九

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和六年度の単位掛金額を定める件（同一八一）　四七〇

○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和六事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件（**農林水産**六七三）　四七〇

○漁港漁場整備法施行令第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（同六七四）　四七〇

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件（同六七五）　四七二

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件（同六七六）　四七四

○予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（同六七七）　四七六

○令和三年農林水産省告示第四百六十七号（土地改良法施行令附則第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件）の一部を改正する件（同六七八）　四七七

○地震防災対策特別措置法の避難地等に係る主務大臣が定める基準の一部を改正する件（**国土交通**二八七）　四七八

○昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）及び平成二十年十月環境省告示第八十号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件の一部を改正する件）の一部を改正する件（**環境**三五）　四七九

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣官房に内閣官房副長官補の命を受け特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する企画官を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）　四八〇

国家安全保障局に企画官を置く規則の一部を改正する規則（同）

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第七九号）（内閣官房）

1　内閣参事官の定数を一〇五人とすることとした。（第八条第三項関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇デジタル庁組織令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（デジタル庁）

1　デジタル庁に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇復興庁組織令の一部を改正する政令（政令第八一号）（復興庁）

1　審議官のうち専任の者の数を三人とすることとした。（第二条関係）

2　参事官の数を八人とすることとした。（第三条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（内閣府本府）

1　政策統括官の職務を追加し、職務の一部を大臣官房企画調整課の所掌事務に移すこととした。（第二条、第三条及び第一四条関係）

2　大臣官房に置かれる参事官及び政策統括官のつかさどる職務を助ける参事官の定数を改めることとした。（第九条第三項及び第二〇条第三項関係）

3　沖縄振興局総務課の所掌事務の一部を参事官の職務に移すこととした。（第二九条及び第三〇条関係）

4　政策統括官の職務の特例の一部を大臣官房企画調整課の所掌事務の特例に移すこととした。

（附則第二条、第三条及び第七条関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。